

令和 3 年12月24日神奈川県条例第85号

神奈川県営水道事業審議会の設置等に関する条例

(設置)

第 1 条 水道事業（神奈川県公営企業の設置等に関する条例（昭和41年神奈川県条例第50号）第 1 条に規定する水道事業をいう。以下同じ。）に関する必要な事項を調査審議させるため、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第14条の規定に基づき、神奈川県営水道事業審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第 2 条 審議会は、水道事業に関する事項につき神奈川県公営企業管理者（以下「管理者」という。）の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、又は意見を建議する。

(組織等)

第 3 条 審議会は、15人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから管理者が委嘱する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 水道の利用者
- (3) 前 2 号に掲げる者のほか、管理者が必要と認める者

(専門委員)

第 4 条 審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、当該専門の事項について学識経験のある者のうちから管理者が委嘱する。

(報酬)

第 5 条 委員及び専門委員に対しては、報酬を支給する。

2 前項の報酬の額は、附属機関の委員その他の構成員の報酬等に関する条例（昭和31年神奈川県条例第34号）第 2 条に規定する報酬の額を基準とする。

(委任)

第 6 条 この条例に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、企業管理規程で定める。

附 則

- 1 この条例は、令和 4 年 3 月 1 日から施行する。
- 2 神奈川県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和28年神奈川県条例第23号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「条例は」の次に「、別に条例で定めるものを除き」を加える。

神奈川県営水道事業審議会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、神奈川県営水道事業審議会の設置等に関する条例（令和3年神奈川県条例第85号。以下「条例」という。）第6条に基づき、神奈川県営水道事業審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(委員の任期)

第2条 審議会の委員（以下「委員」という。）の任期は、2年とする。ただし、当該委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第3条 審議会に会長及び副会長各1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠けたときはその職務を行う。

(専門委員)

第4条 審議会の専門委員（以下「専門委員」という。）は、条例第4条第1項の調査が終了したときは、解嘱されるものとする。

2 専門委員は、審議会の会議においては、議決に加わることができない。

(部会)

第5条 審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員及び専門委員の互選により定める。

4 部会長は、当該部会の会務を掌理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 前3項の規定は、部会の議事について準用する。この場合において、これらの規定中「審議会」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と、「委員」とあるのは「当該部会に属する委員及び専門委員」と読み替えるものとする。

(委員及び専門委員以外の者の出席)

第7条 審議会又は部会において必要があると認めるときは、その会議に、専門的事項に関し学識経験のある者その他関係人の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(報酬)

第8条 条例第5条第1項の報酬は、日額1万9,000円とする。

(費用弁償)

第9条 委員及び専門委員が職務のため旅行したときは、費用弁償として旅費を支給する。

(支給方法)

第10条 報酬及び費用弁償の支給方法は、企業職員の例による。

(庶務)

第11条 審議会の庶務は、企業局水道部経営課において処理する。

(会長への委任)

第12条 この規程に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規程は、令和4年3月1日から施行する。

神奈川県企業庁の附属機関等の設置及び会議公開等運営に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、企業庁の附属機関等及び懇話会・協議会等の適正な設置と円滑な運営に関し、必要な事項を定めるとともに、附属機関等の会議の公開並びに附属機関等の会議の資料、報告書及び議事録の公表に関する具体的な手続等を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、「附属機関等」とは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定により附属機関の設置に関する条例（昭和28年神奈川県条例第5号）に基づき設置するもの、法律により設置が義務付けられ設置するもの及び地方公営企業法第14条の規定に基づき条例で設置する機関で、管理者の諮問に応じて調査、審議等するものをいう。

2 この要綱において「懇話会・協議会等」とは、有識者等の意見を聴取し、又は、有識者等との意見交換を行い、その結果を企業庁の業務に反映させることを主な目的として、法律又は条例の規定に基づかず、要綱等により設置するものをいう。

(附属機関等の設置)

第3条 附属機関等の設置に当たっては、次の事項に留意するものとする。

- (1) 附属機関等の所掌事務は、設置目的を踏まえて広い視野からの審議等ができるよう適切な範囲とする。
- (2) 附属機関等の委員（以下「委員」という。）の数は、20人以内とする。ただし、委員の数が法律又はこれに基づく命令（以下「法令」という。）に定めがあるなど特別の事情があると認められる場合には、この限りでない。

(附属機関等の委員の任命)

第4条 委員の任命に当たっては、次の事項に留意するものとする。

- (1) 附属機関等の機能が十分に発揮されるよう、広く各界各層の中から適切な人材を選任するものとする。
 - (2) 女性、外国籍県民及び障がい当事者等の委員の登用については、知事部局の取扱いに準じて行うものとする。
 - (3) 所掌事務が市町村に関連する場合は、市町村職員（市町村長を含む。）を委員に任命するよう努めるものとする。
 - (4) 委員には、県職員及び県職員であった者を任命しないものとする。ただし、法令又は条例等（規則、規程、告示を含む。）に定めがあるなど特別の事情があると認められる場合は、この限りではない。
 - (5) 委員を再任する場合は、その在任期間が引き続き10年を超えないこととする。
 - (6) 複数の附属機関等において同一人を重複して委員に任命しようとする場合は、4機関までとする。
 - (7) 県民参加の促進や新しい人材の活用の観点から、必要に応じて委員の公募に努めるものとする。
- 2 第5号及び第6号の規定は、委員に任命しようとする者が次の各号のいずれかに該当する場合には適用しないものとする。

- (1) 市町村長、県議会議員、当該附属機関等の所掌事務に密接な関連を有する団体を代表する者又はこれらに準ずると認められる者である場合
- (2) 専門的な知識、経験等を有する者が他にいないなど特別な事情があると認められる場合
(附属機関等の運営)

第5条 附属機関等の運営に当たっては、効果的、効率的に行い、次の事項に留意するものとする。

- (1) 会議の開催は、必要最小限とする。
- (2) 会議の資料は、原則として、開催前に配付する。
- (3) 審議経過等が明確となるよう議事録を作成し、原則として発言者を記載することとする。なお、議事録の形式は、発言の全内容又は要約を記載するものとし、当該附属機関等が決定する。
(会議の非公開の決定)

第6条 附属機関等による会議の非公開の決定は、附属機関等の長が当該会議に諮って行うものとする。

- 2 附属機関等は、会議の全部又は一部を非公開とすることを決定した場合は、その理由を明らかにしなければならない。
(公開の方法等)

第7条 附属機関等の会議の公開は、会議の傍聴を希望する者に、当該会議の傍聴を認めることにより行うものとする。

- 2 附属機関等は、会議の傍聴を認める定員をあらかじめ定めるとともに、会場に一定の傍聴席を設けるものとする。
- 3 附属機関等は、会議の傍聴者に会議資料を提供するものとする。ただし、資料が貴重、高額、大量であるなどの理由により、会議資料を提供できない場合については、審議事項が分かる資料の提供に代えることができるものとする。
- 4 附属機関等は、会議を公開するに当たっては、会議が公正かつ円滑に行われるよう、傍聴に係る手続及び遵守事項を記載した傍聴要領を定めるものとする。
(会議開催等の周知)

第8条 附属機関等の庶務を担当する室課所の長（以下、「所管室課所長」という。）は、附属機関等を設置した場合には、名称、設置根拠及び所掌事務等を説明する資料として、速やかに「附属機関等の概要」（様式1）を県ホームページに掲載するものとし、内容に変更があった場合は、速やかに内容を修正するものとする。

- 2 所管室課所長は、会議が開催される日の1週間前までに、「附属機関等の会議開催予定」（様式2）を県ホームページに掲載するものとする。また、他の適切な方法により県民及び報道機関に対する周知に努めるものとする。ただし、年度を通じて会議を非公開とすることを決定した場合のほか、会議を緊急に開催する必要性が生じたとき等やむを得ない場合はこの限りでない。
- 3 各様式、会議資料及び報告書等の公表に当たっては、情報公開条例第5条各号に該当する事項の取扱いに十分留意するものとする。また、委員の個人情報（氏名、職業、地位、会議の出欠、会長等の別等）を県ホームページ等で公表する場合は、方法及び内容について、事前に本人の了承を得るものとする。
(審議結果等の公表)

第9条 所管室課所長は、会議の公開、非公開にかかわらず、会議の終了後、翌日（閉庁日の場合は

その次の日)までに「審議(会議)速報」(様式3)を、3週間を目途に「審議(会議)結果」(様式4)を県ホームページに掲載するものとする。

- 2 前項の「審議(会議)結果」(様式4)には、第5条に規定する議事録を掲載することとする。ただし、会議が非公開とされた場合において、議事録を掲載することにより公正又は円滑な会議の運営に支障があると判断される場合は、議事録に代えて「審議(会議)速報」(様式3)に掲載した「会議の議題及び結果」に準じた議事の概要(以下「議事概要」という。)を掲載することができるものとする。議事概要を掲載する場合は、「審議(会議)結果」(様式4)にその理由を明示するものとする。
- 3 所管室課所長は、会議が公開とされた場合には、会議の資料を「審議(会議)結果」(様式4)と併せて、県ホームページに掲載するものとする。ただし、資料の掲載が困難であると認められる場合は、県ホームページへの掲載に代えて所管室課所において資料を保管し、県民等の求めに応じて閲覧させることとする。
- 4 所管室課所長は、附属機関等から、審議等の内容を取りまとめた報告書等が提出された場合は、県ホームページに掲載するものとする。
- 5 「審議(会議)速報」(様式3)、「審議(会議)結果」(様式4)、会議資料及び報告書等の公表期間は、会議を行った日が属する年度及びその翌年度とする。
(附属機関等の設置等の見直し)

第10条 既に設置されている附属機関等で、次の各号のいずれかに該当するものについては、廃止又は統合を検討するものとする。

- (1) 所期の目的を達したもの
 - (2) 社会経済情勢の変化等により著しく必要性が低下してきたもの
 - (3) 活動が著しく不活発なもの
 - (4) 他の行政手段等で対応可能なもの
 - (5) 設置目的、所掌事務及び構成員が他の附属機関等と類似又は重複しているもの
 - (6) 業務の総合性、効率性の確保の見地から統合が望ましいもの
- 2 法律により設置が義務付けられている附属機関等であつて、前項各号のいずれかに該当するものについては、国に対しその改善を要請するものとする。

(懇話会・協議会等の設置)

第11条 懇話会・協議会等の設置に当たっては、次の事項に留意するものとする。

- (1) 懇話会・協議会等の適切な運営を図るため、要綱等により、設置目的、意見聴取等を行う事項及び設置期間並びに構成員の数、選任区分及び任期を明らかにするものとする。
- (2) 懇話会・協議会等の構成員(以下「構成員」という。)の数は、15人以内とする。ただし、幅広く各界の意見を求める必要があるなど、特別の事情があると認められる場合は、この限りでない。
- (3) 懇話会・協議会等は、有識者等の意見聴取又は有識者等との意見交換の場であることから、要綱等の策定に当たっては、懇話会・協議会等の名称として、「審議会」、「審査会」及び「調査会」等の表現を用いないものとする。また、設置目的等には、「審議」、「諮問」、「答申」及び「建議」等の表現を用いないものとする。

(懇話会・協議会等の会議の公開)

第12条 懇話会・協議会等の会議の公開は、情報公開条例第25条の規定を準用するものとする。

(懇話会・協議会等の構成員の選任等)

第13条 構成員の選任及び懇話会・協議会等の運営等に当たっては、第4条(第1項第7号を除く。)から第9条までの規定を準用するものとする。この場合において、第8条第1項中「附属機関等の概要」(様式1)」とあるのは、「懇話会・協議会等の概要」(様式5)」と読み替えるものとする。

2 構成員の選任に当たっては、原則としてその一部を公募するものとする。

3 構成員の公募に当たっては、公募を行う趣旨を踏まえ、第1項の規定にかかわらず第4条第1項第1号から第4号までの規定を準用することとし、次の事項に留意するものとする。

(1) 県議会議員並びに他の附属機関等の委員及び懇話会・協議会等の構成員である者については、選任しないものとする。

(2) 当該懇話会・協議会等において公募により選任された構成員の再任は、認めないものとする。ただし、案件により引き続き同一の構成員から意見聴取等を行う必要がある場合、公募を行ったが適任者を選任できなかった場合等、運営上やむを得ない場合を除くものとする。

4 特別職の地方公務員である委員との区分の明確化を図るため、構成員の選任に当たっては、「委嘱」及び「任命」等の公務員の身分を付与する表現を用いないものとする。

5 懇話会・協議会等は、有識者等の意見聴取又は、有識者等との意見交換の場であることから、懇話会・協議会等の運営に当たっては、次の事項に留意するものとする。

(1) 構成員に意見を求める場合は、「審議」及び「諮問」等の表現を用いないものとする。

(2) 構成員から聴取した意見を取りまとめた結果については、「答申」及び「建議」等の表現を用いないものとする。

6 懇話会・協議会等の見直しに当たっては、第10条第1項の規定を準用するものとする。

(調整)

第14条 総務室長は、企業庁の附属機関等及び懇話会・協議会等の設置及び運営に関し、次の事項の調整を行うものとする。

(1) 設置、廃止及び統合に関すること。

(2) 委員の任命及び構成員の選任に関すること。

2 所管課所長は、委員の任命に当たり、第3条第2号ただし書、第4条第1項第4号ただし書及び同条第2項に規定する場合には、総務室長に事前相談を行うとともに、任命するときは、総務室長に回議するものとする。

3 所管課所長は、構成員の選任に当たり、第13条第1項において準用する第4条第1項第4号ただし書に規定する場合には、総務室長に事前相談を行うとともに、選任するときは、総務室長に回議するものとする。

4 所管課所長は、委員の任命及び構成員の選任について、総務室長に回議する場合は、様式6による名簿を添付するものとする。

附 則

この要綱は、平成7年9月5日から施行する。

附 則（平成 9 年 3 月 17 日）

この要綱は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 14 年 3 月 29 日）

この要綱は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成 17 年 10 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の施行に伴い、「神奈川県企業庁の附属機関の会議等の公開に関する指針」は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成 19 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成 22 年 6 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 第 4 条第 1 項第 4 号（第 13 条第 1 項において準用する場合を含む。）の県職員であった者への適用については、委員及び構成員の次期改選期から適用するものとする。
- 3 第 13 条第 3 項第 1 号の規定については、構成員の次期改選期から適用するものとする。

附 則

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 5 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 3 月 1 日から施行する。

附属機関等の概要

名称

設置根拠法令等

設置年月日

年 月 日

所掌事務

委員数・任期

人 年

委員の氏名（所属・役職名等）【会長・副会長等】

諮問・答申事項

会議公開

非公開理由

会議開催日・会議記録等

年度	第	回	年	月	日	審議速報	審議結果
年度	第	回	年	月	日	審議速報	審議結果

所属名、担当者名

附属機関等の会議開催予定

附属機関等名称

開催日時

年 月 日 () : ~ :

開催場所

議題

傍聴の可否

非公開理由

傍聴の席数

傍聴申込方法

所属名、担当者名

審議（会議）速報

附属機関等名称

開催日時

年 月 日（ ） : ~ :

開催場所

出席者【会長・副会長等】

次回開催予定日

所属名、担当者名

審議（会議）の議題及び結果

「審議（会議）結果」の公開予定時期

審議（会議）結果

附属機関等名称

開催日時

年 月 日（ ） : ~ :

開催場所

出席者【会長・副会長等】

次回開催予定日

所属名、担当者名

掲載形式

（議事録、議事概要）

議事概要とした理由

審議（会議）経過

会議資料